コロナ感染症とスクール受講に関して

〇本人がコロナウィルスに陽性反応が出た場合

・有症状の場合は、発症日を「０日目」として、翌日を「１日目」として「７日間」の療養期間後、「８日目」に解除。

・無症状の場合は、検体採取日を「０日目」として無症状のまま経過し、翌日を「１日目」として「５日目」に検査し陰性の場合、「６日目」に解除。

検査しない場合は、翌日を「１日目」として「７日間」の療養期間後、「８日目」に解除。

〇濃厚接触者になった場合、あるいは学級閉鎖になった場合

・陽性者と接触した日を「０日目」、あるいは学級閉鎖開始前日を「０日目」とし、翌日を「１日目」として、「５日間」経過後、「６日目」に待機期間解除。

なお、陽性者と接触した日を「０日目」、あるいは学級閉鎖開始前日を「０日目」とし、翌日を「１日目」として、「２日目及び３日目」に検査を行い、陰性であれば待機期間解除。

【参照】

・有症状の場合とは、発熱・のどの痛みなどの新型コロナウィルス感染症の症状があること。

・無症状の場合の「０日目」とは、医療用の抗原検査キットやPCR検査などを実施し検体採取日。

※詳しくは、札幌市のHP等をご参照ください。

北海道新型コロナウイルス療養解除日カレンダー| 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部指揮室（covid-19-ryouyo-calendar-hkd.jp）